排出量等算出にあたってご確認頂きたいポイント<令和８年度版>

化管法PRTR届出における業種や排出・移動量算出に関して、主にご確認頂きたい**12のポイント**をまとめました。

①令和6年度から政令改正後の物質届出が必要です。

第一種指定化学物質は515物質となりました。ガソリン等に含まれる成分についても確認してください。

②前年度と同じ業種を選択していますか。

原則、前年度と同じ業種を選択してください。業種の確認は日本標準産業分類（平成5年10月改定）を参照してください。
なお、**「その他の製造業（3400）」**は貴金属や楽器、玩具等の製品を製造する事業所に該当します。

③前年度の排出・移動量から大きく変化していませんか。

取扱量の記入、**単位・桁の間違い**等ありませんか。

④物質の届出漏れはありませんか。

工業用キシレン中のエチルベンゼンなどの記載忘れ。

⑤化学反応して別の物質に変化していませんか。

取扱時は対象物質であっても、排出・移動時に届出対象外の物質に変化した場合は、排出・移動量に含みません。
（例：**重合原料**、**キレート剤**、**反応性の高い物質**など）

⑥金属化合物等の量をそのまま届け出ていませんか。

金属化合物等は元素換算で算出してください。

⑦排出先の区分は適切でしょうか。

高沸点化合物や**金属**の排出先が**大気**になっていませんか。
難水溶性物質の排出先が**公共用水域**になっていませんか。

⑧外気温の変動等を考慮して排出量を算出していますか。

貯蔵タンクやガソリン等のタンクからの排出はPRTR排出量等算出マニュアルや石油連盟のHPを参照してください。

⑨処理装置による除去率を考慮していますか。

排ガスや排水処理装置による除去率・分解率については、PRTR排出量等算出マニュアルを参照してください。

⑩廃棄物以外のものは移動量から差し引いていますか。

例えば、金属のくずをリサイクル業者に売却する場合は、その分は移動量から差し引いてください。

⑪特別要件施設に該当しますか。

焼却炉など廃棄物処理施設を有している場合は、特別要件施設に該当するか確認してください。

⑫特別要件施設の届出物質を確認していますか。

下水道終末処理施設や廃棄物処理施設、鉱山保安法で定める施設等を有する場合は届出物質を確認してください。

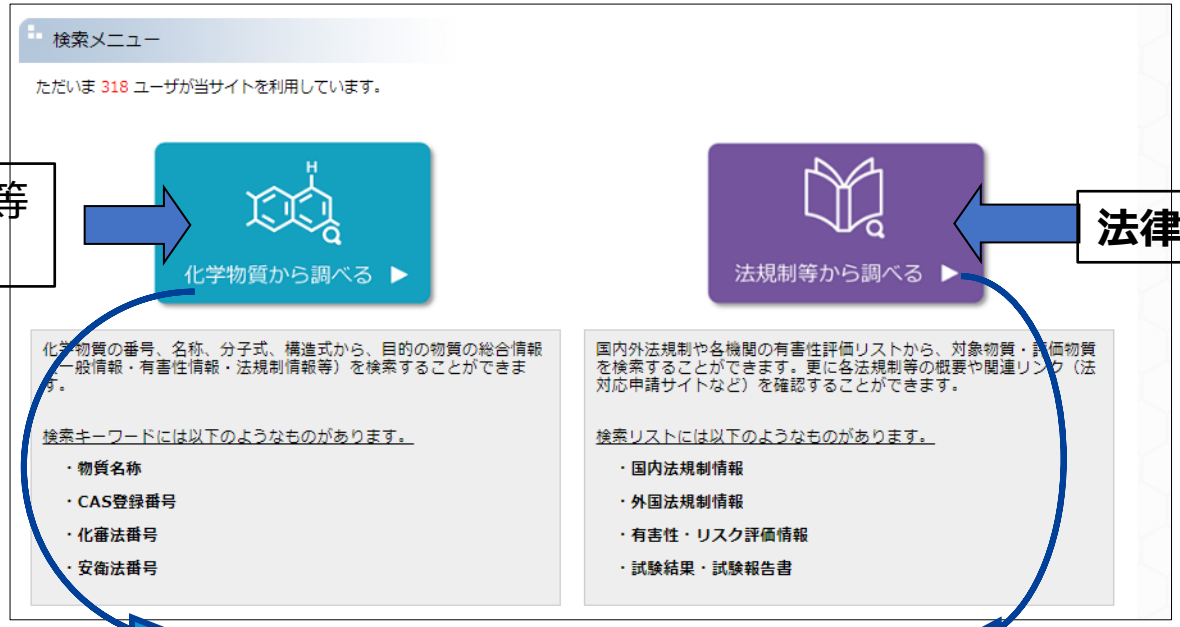
お問合せ先：PRTR サポートセンター(email: support_prtr@nite.go.jp TEL:03-5465-1681 (9:30～16:30))

①令和6年度から政令改正後の物質届出が必要です。

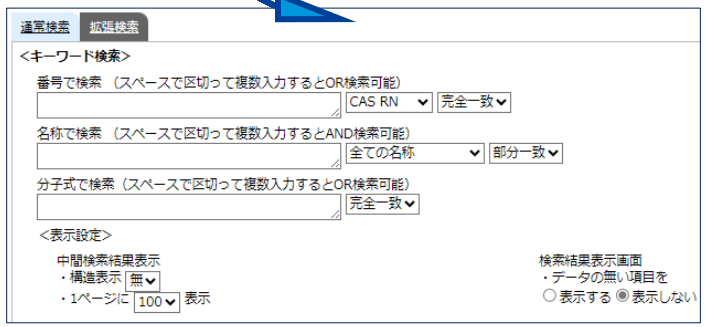
- PRTR届出対象の化学物質の確認は、**NITE-CHRIP**が便利。
- 化学物質、法規制、どちらからも調べることが可能。

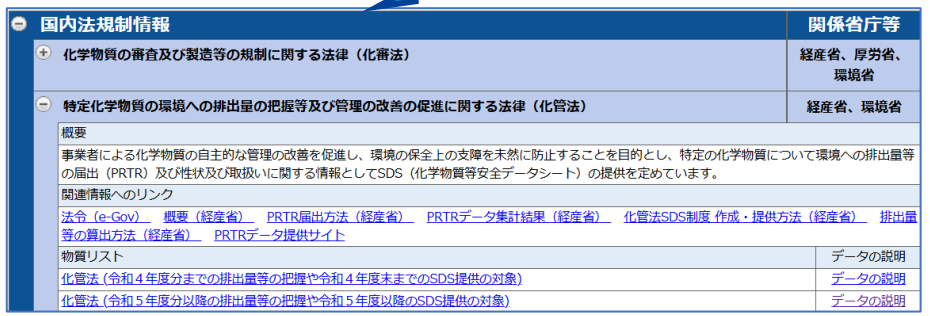
ホームページ：https://www.chem-info.nite.go.jp/chem/chrip/chrip_search/systemTop

CAS登録番号や**化学物質名称**等から調べる場合はこちらをクリック



法律名等から調べる場合はこちらをクリック





対象化学物質は確認済みのCAS登録番号を収載しており、全ての対象化学物質を網羅している訳ではない

②前年度と同じ業種を選択していますか。

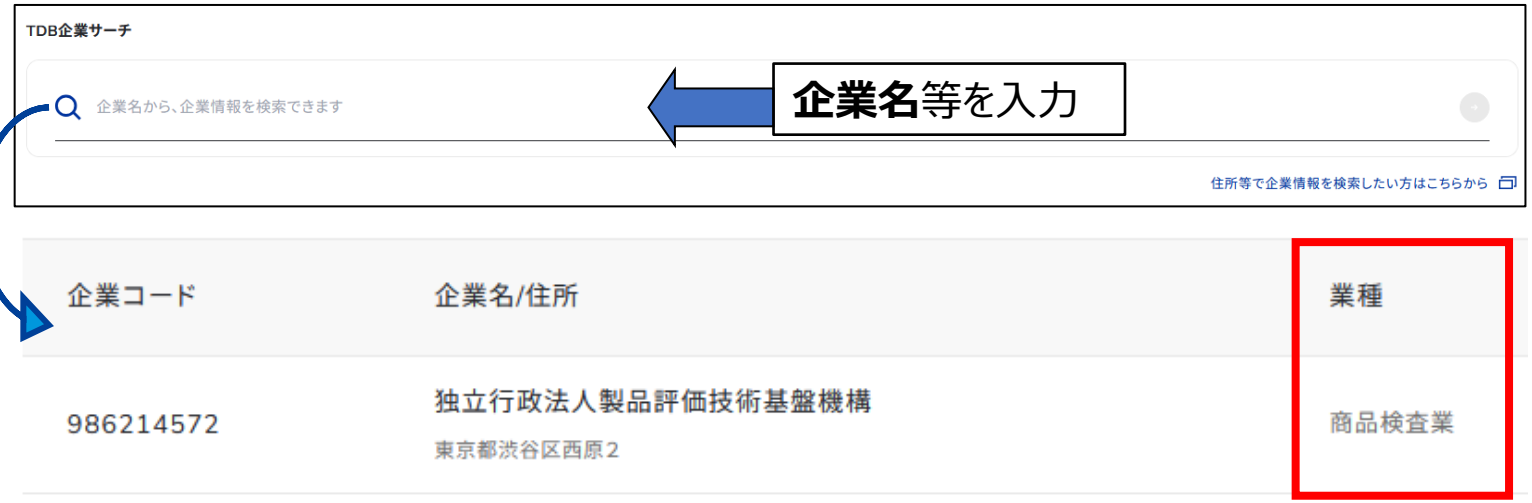
- 事業内容に変更がない限り、原則、前年度と同じ業種を選択。
- 業種分類は**日本標準産業分類(平成 5 年改定)**（※１）に準拠。
- **「その他の製造業（3400）」**は日本標準産業分類(平成 5 年改定)の中分類 34 の**貴金属製品、ボタン、楽器、がん具、運動用具、ペン、鉛筆、絵画用品、漆器、レコード等の製品**を製造する事業所が該当。
- 複数の業種に該当する場合は、**出荷額・売上額が最も多い業種を主たる業種**とし、該当する全業種を記載。
- 業種が不明な場合は、会社概要や帝国データバンク（※２）などを参考に業種を選択することも可能。

※１：https://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/5index.htm

※２：https://www.tdb.co.jp/service/u/1005.jsp



帝国データバンク



※事業者が複数の業種を営む場合は、必ずしも事業所の業種に該当する訳ではないことに注意

③前年度の排出・移動量から大きく変化していませんか。

- 前年度の比較から**届出物質の過不足**、**数値の異常等**の確認。

✓ **前年度と比較して、届出物質が大きく入れ替わっている**
→物質番号または物質名の記載ミス
→違う事業所の届出と間違えている
→物質の選択ミス（電子届出・磁気届出で多い）

✓ **前年度と比較して、数値が大幅に増大または減少している**
→取扱量を届出している
→計算ミス
→単位を間違えている

よくある間違い	具体例
物質の選択ミス	• 取り扱っていない物質を誤って届出（例：燃料小売業から農薬の届出） • 類似の物質を誤って選択（「管理番号308 ニッケル」と「管理番号309 ニッケル化合物」、「管理番号87 クロム及び三価クロム化合物」と「管理番号88 六価クロム化合物」など）
取扱量を届出している	• 排出係数や除去率の掛け忘れ
計算ミス	• 桁の誤り（5桁以上の場合に桁誤りが多い）
単位を間違えている	• 取扱量や排出量の単位誤り（kgとトン） • ダイオキシン類（mg-TEQとkg）

④物質の届出漏れはありませんか。

- 混合物を取り扱っている場合は、**SDS等**で**混合物中の成分**が**PRTR届出対象物質**に該当するか確認し、**1重量%（特定第一種指定化学物質は0.1重量%）以上**あれば**取扱量に算入**。

混合物	成分中のPRTR届出対象物質	注意事項
混合キシレン	053　エチルベンゼン 080　キシレン	キシレンと併せてエチルベンゼンの届出
燃料（ガソリン）	053 エチルベンゼン 080 キシレン 300 トルエン 392 ヘキサン 400 ベンゼン 691 トリメチルベンゼン 731 ヘプタン	プレミアムガソリン及びレギュラーガソリンで組成が異なるため、製品ごとの取扱量に注意 ※石油連盟ではマニュアルの見直しに伴い、燃料組成の見直しが行われ、届出要件を満たすPRTR届出対象物質が変更となる可能性があることに注意
塗料・接着剤	溶剤（737 メチルイソブチルケトンなど） 可塑剤（710 フタル酸ジオクチルなど） 硬化剤、乳化剤、顔料などの添加物	取り扱っている製品のSDS等に記載されている組成から、届出要件を満たすPRTR届出対象物質の確認が必要
洗浄剤	溶剤、界面活性剤、キレート剤、酸・アルカリ、漂白剤など	取り扱っている製品のSDS等に記載されている組成から、届出要件を満たすPRTR届出対象物質の確認が必要

PRTR排出量等算出マニュアル 第5.3版　Ⅲ-233－271、377-378：　https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/prtr/PRTRmunyuaru_r8.html
石油連盟マニュアル（2024年3月改定版）：　https://www.paj.gr.jp/sites/default/files/inline-files/2024_prtr_0.pdf

⑤化学反応して別の物質に変化していませんか。

- 取扱時は対象物質であっても、**排出・移動時に届出対象外の物質に変化**した場合は、排出・移動量の算入は不要（**例：重合原料、キレート剤、反応性の高い物質など**）。

物質	疑義のある内容	具体的な物質例
重合原料	液体または気体であるはずのモノマーが廃棄物の種類として「06：廃プラスチック類」を選択している届出	002　アクリルアミド 004　アクリル酸及びその水溶性塩 240　スチレン 415　メタクリル酸 675　テトラフルオロエチレン　など
キレート剤	スケール防止など金属イオンを捕捉し別の物質に変化するにもかかわらず、公共用水域への排出量や下水道への移動量が大量の届出	595　エチレンジアミン四酢酸並びにそのカリウム塩及びナトリウム塩 604　カリウム＝ジエチルジチオカルバマート 698　ニトリロ三酢酸及びそのナトリウム塩 708　1-ヒドロキシエタン-1,1-ジイルビス(ホスホン酸)並びにそのカリウム塩及びナトリウム塩
反応性の高い物質	別物質に変化しやすいイソシアネート類や水処理剤、アミン類が多量である届出	265　テトラヒドロメチル無水フタル酸 333　ヒドラジン 391　ヘキサメチレン＝ジイソシアネート 448　メチレンビス（４，１－フェニレン）＝ジイソシアネート 626　ジエタノールアミン　など

化学物質ファクトシート：https://www.prtr.env.go.jp/factsheet/factsheet.html

⑥金属化合物等の量をそのまま届け出ていませんか。

- 金属化合物等は取扱いの物質の**換算する金属元素等**を確認。
- 取扱いの物質に該当する**換算係数**を乗じて、第一種指定化学物質の排出・移動量を算出。

換算対象の第一種指定化学物質

管理番号	第１種指定化学物質	換算する金属元素等
1	亜鉛の水溶性化合物	亜鉛
31	アンチモン及びその化合物	アンチモン
44	インジウム及びその化合物	インジウム
75	カドミウム及びその化合物	カドミウム
82	銀及びその水溶性化合物	銀
87	クロム及び三価クロム化合物	クロム
88	六価クロム化合物	クロム
132	コバルト及びその化合物	コバルト
144	無機シアン化合物（錯塩及びシアン酸塩を除く。）	シアン
237	水銀及びその化合物	水銀
242	セレン及びその化合物	セレン
272	銅水溶性塩（錯塩を除く。）	銅
305	鉛化合物	鉛
309	ニッケル化合物	ニッケル
321	バナジウム化合物	バナジウム
332	砒素及びその無機化合物	砒素
374	ふっ化水素及びその水溶性塩	ふっ素
394	ベリリウム及びその化合物	ベリリウム
405	ほう素化合物	ほう素
412	マンガン及びその化合物	マンガン
453	モリブデン及びその化合物	モリブデン
664	有機スズ化合物（ビス（トリブチルスズ）＝オキシドを除く。）	スズ
665	セリウム及びその化合物	セリウム
666	タリウム及びその化合物	タリウム
679	テルル及びその化合物	テルル
697	鉛及びその化合物	鉛

取扱いの物質に対応する換算係数一覧

管理番号	対象物質	個別物質の例	組成式	分子量	金属等の原子量の合計(M)	換算係数(M/分子量)	対象外(×)	対象外の理由(水溶性等)	他の対象物質
1	亜鉛の水溶性化合物※	塩化亜鉛	$ZnCl_2$	136.3	65.4	0.480			
		酢酸亜鉛（無水物）	$Zn(CH_3COO)_2$	183.5	65.4	0.356			
		酢酸亜鉛（2水和物）	$Zn(CH_3COO)_2 \cdot 2H_2O$	219.5	65.4	0.298			
		硝酸亜鉛（6水和物）	$Zn(NO_3)_2 \cdot 6H_2O$	297.5	65.4	0.220			
		硫酸亜鉛（7水和物）	$ZnSO_4 \cdot 7H_2O$	287.5	65.4	0.227			
		チオシアン酸亜鉛	$Zn(SCN)_2$	181.6	65.4	0.360			
		硫酸亜鉛	$ZnSO_4$	161.4	65.4	0.405			
		硝酸亜鉛	$Zn(NO_3)_2$	189.4	65.4	0.345			
		フッ化亜鉛	ZuF_2	103.4	65.4	0.632			
		六フッ化ケイ酸亜鉛	$ZnSiF_6$	207.5	65.4	0.315			
		過マンガン酸亜鉛	$Zn(MnO_4)$	303.3	65.4	0.216			
		クロム酸亜鉛	$ZnCrO_4$	181.4	65.4	0.360	×	難溶	六価クロム化合物として対象
		酸化亜鉛	ZnO	81.4	65.4	0.803	×	不溶	
		シアン化亜鉛	$Zn(CN)_2$	117.4	65.4	0.557	×	5.8×10^{-3}g/L	無機シアン化合物として対象
		ステアリン酸亜鉛	$[CH_3(CH_2)_{16}COO]_2Zn$	632.3	65.4	0.103	×	不溶	
		硫化亜鉛	ZnS	97.4	65.4	0.671	×	1.43×10^{-7}g/L	
		リン酸亜鉛	$Zn_3(PO_4)_2$	386.1	196.1	0.508	×	ほとんど不溶($K_{sp}=9.1\times10^{-33}$)	

PRTR排出量等算出マニュアル 第5.3版　Ⅲ-167-168、431-448：　https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/prtr/PRTRmunyuaru_r8.html
問4-1-6　（金属等の化合物の年間取扱量、排出量等の考え方）　：https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/qa/manual_faq.html#q38

⑦排出先の区分は適切でしょうか。

- **ヘンリー定数**を用いて、大気と水域のいずれかに多く排出されるかを判定可能。
- **沸点**や**溶解度**の物化性状や化合物の種類からも適切な排出先の区分を選択。

水域に多く排出されやすい ◀				▶ 大気に多く排出されやすい
H≦0.025	0.025＜H＜6.2	6.2≦H≦99	99＜H＜2.5×10⁴	2.5×10⁴≦H
例： 安息香酸ベンジル	例： ニトロベンゼン、ヒドロキノン、アルキルフェノール(アルキル基の炭素数が9のものに限る。)、ヒドラジン、フェノール	例： 酢酸ビニル、アクリロニトリル	例： 1,3-ブタジエン、トルエン、ベンゼン	例： CFC-115、HCFC-133

・表による判定は、経験的な判断ができない場合の参考。

・Hはヘンリー定 数 (Pa・m^3/mol)
(＝蒸気圧(Pa)×分子量(g/mol)÷水溶解度(g/m^3=mg/L))
※蒸気圧と水溶解度は、取扱工程において設定している温度の値（通常は25℃付近の値）。

・水との接触がない場合は、すべて大気への排出と想定。

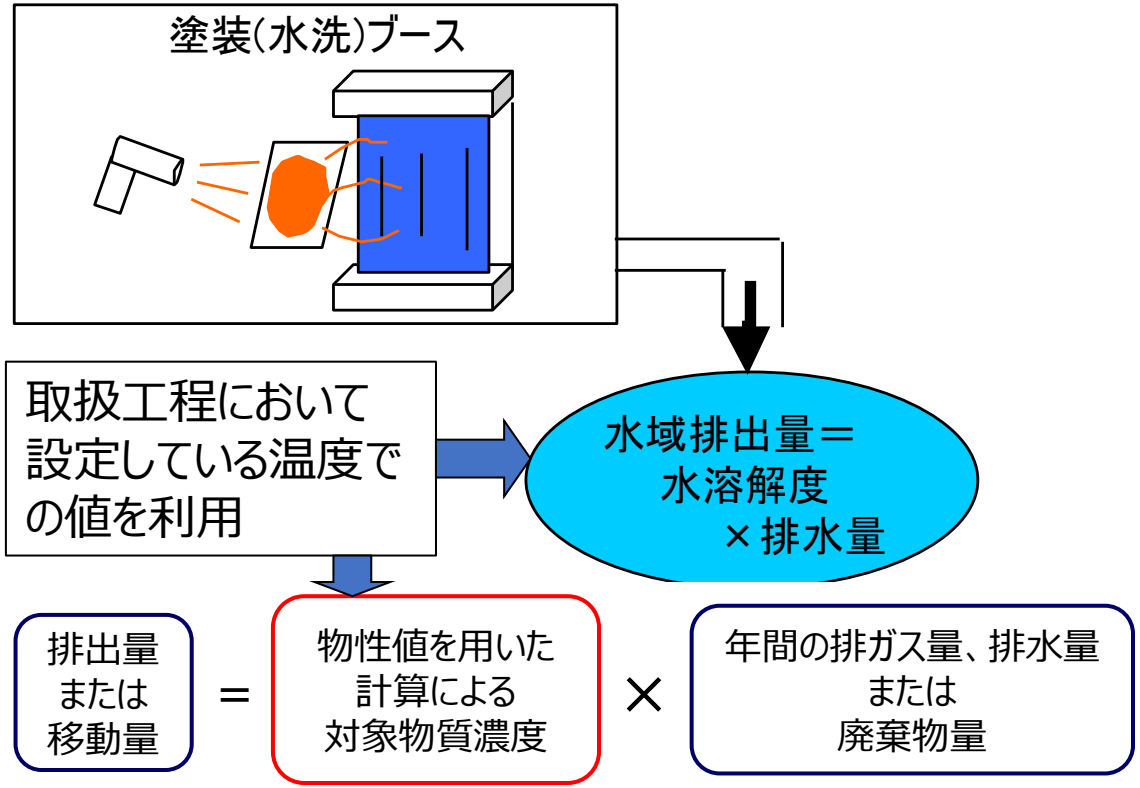
物質	疑義のある内容	具体的な物質例
高沸点化合物 金属化合物	有機高沸点化合物（沸点190℃以上の有機化合物）や金属化合物等の容易に揮発しない物質の大気排出量が多量である届出	001　亜鉛の水溶性化合物 354　フタル酸ジブチル 626　ジエタノールアミン 667　炭化けい素　など
難水溶性物質	通常は分離処理や沈降処理などにより除去される難溶性物質の水域への排出量が多量である届出	053　エチルベンゼン 080　キシレン 300　トルエン　など

PRTR排出量等算出マニュアル 第5.3版　Ⅲ-449～508、566：　https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/prtr/PRTRmunyuaru_r8.html

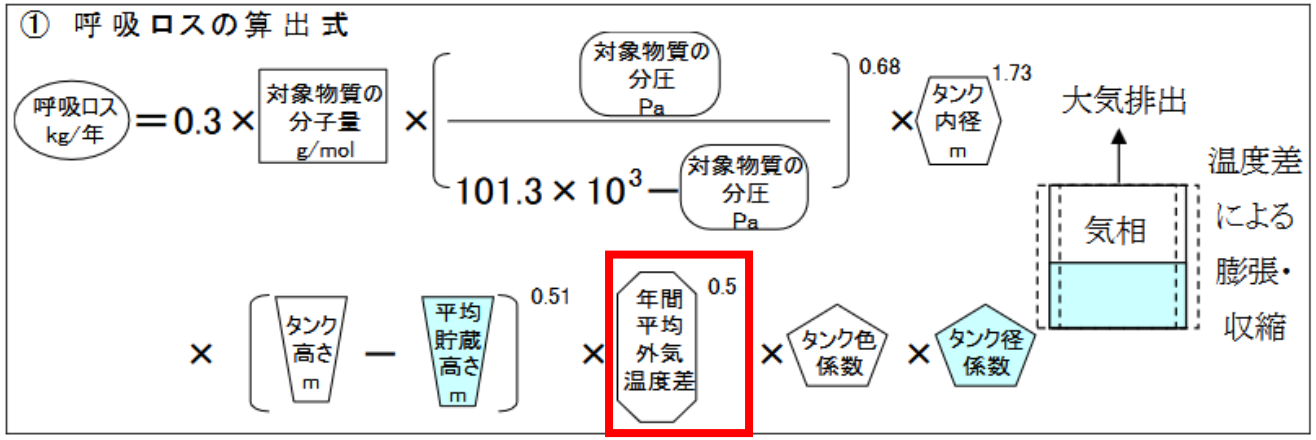
⑧外気温の変動等を考慮して排出量を算出していますか。

- 物性値を用いた計算による方法では、**実態に即した温度等の条件**を設定する必要あり。
- **固定屋根式タンク**では、**日中と夜間の温度変化**に伴って生じるタンク内の圧力変化により、対象物質を含む蒸気が排出（呼吸ロス）。

物性値を用いた計算による算出方法



固定屋根式タンクの呼吸ロスにおける大気排出



- 1日の最高気温と最低気温の差の年平均値を考慮して算出
- 平均大気圧が不明の場合は101.3×10^3Pa
- 排ガス処理をしている場合は除去率を考慮
- 混合物の場合は対象物質の分圧を算出

PRTR排出量等算出マニュアル 第5.3版　I-41、Ⅲ-6：https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/prtr/PRTRmunyuaru_r8.html

⑨処理装置による除去率を考慮していますか。

- 排ガスや排水処理装置による**除去率・分解率**については、PRTR排出量等算出マニュアルを参照。

排ガス処理装置の除去率と分解率(%)

処理装置区分		対象化学物質区分					
		粉じん		ガス状有機化合物		ガス状無機化合物	
		除去率	分解率	除去率	分解率	除去率	分解率
サイクロン	代表値	60	0	0	0	0	0
	最小～最大	60～90	0	-	-	-	-
	最小～最大をとる要因	粒径		-	-	-	-
バグフィルター	代表値	95	0	0	0	0	0
	最小～最大	90～99.9	0	-	-	-	-
	最小～最大をとる要因	粒径		-	-	-	-
電気集じん機	代表値	90	0	0	0	0	0
	最小～最大	90～99	0	-	-	-	-
	最小～最大をとる要因	粒径		-	-	-	-
燃焼装置	代表値	0	0	99.5	99.5	0	0
	最小～最大	-	-	95～99.5	95～99.5	-	-
	最小～最大をとる要因	-	-	物質の燃えやすさ		-	-
吸収装置[a)](スクラバ)	代表値	80	0	-	0	93	93
	最小～最大	60～99	0	20～99※	0	80～99	80～99
	最小～最大をとる要因	粒径		※ 水溶性の物質に限る		酸・アルカリとの反応性	
活性炭吸着装置	代表値	10	0	87	0	50	0
	最小～最大	0～30	0	30～99	0	20～99	
	最小～最大をとる要因	物質の濃度、吸着性					

排水処理装置の除去率と分解率(%)

処理装置区分		対象化学物質区分							
		懸濁無機化合物[b)]		懸濁有機化合物[b)]		溶解無機化合物[c)]		溶解有機化合物[c)]	
		除去率	分解率	除去率	分解率	除去率	分解率	除去率	分解率
自然沈殿装置	代表値	40	0	20	0	0	0	0	0
	最小～最大	40～50	-	20～50	-	-	-	-	-
	最小～最大をとる要因	懸濁物質の粒度				-	-	-	-
凝集沈殿装置	代表値	80	0	70	0	0	0	0	0
	最小～最大	66～95	-	70～95	-	0～10	-	0～10	-
	最小～最大をとる要因	懸濁物質の粒度				凝集剤の種類			
微生物分解装置(好気性)[a)]	代表値	70	0	70	30	0	0	60	40
	最小～最大	70～80	0	70～80	30	-	-	60～95	40～70
	最小～最大をとる要因	汚泥への吸着性				-	-	物質の分解性	
膜ろ過装置	代表値	100	0	100	0	0	0	0	0
	最小～最大	-	-	-	-	70～98※	0	90～95※	0
	最小～最大をとる要因	-	-	-	-	※ 逆浸透膜(RO)の場合			
活性炭吸着装置	代表値	10	0	10	0	20	0	80	0
	最小～最大	0～10	0	0～10	0	0～20	0	80～90	0
	最小～最大をとる要因	物質の吸着性							

事業所で排ガス及び排水処理の除去率や分解率のデータを持っている場合は、そのデータを活用して構いません。
排ガス及び排水処理の除去率や分解率のデータがない場合にご活用ください。

PRTR排出量等算出マニュアル 第5.3版　Ⅲ-563-565：　https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/prtr/PRTRmunyuaru_r8.html

⑩廃棄物以外のものは移動量から差し引いていますか。

- **廃棄物以外のもの**として外部のリサイクル業者へ引き渡した場合には、**製品や半製品の搬出量**として算出し、**排出・移動量への算入は不要。**

対象物質を取り扱う工程でつくられる対象物質を含む製品や半製品の搬出量※を、次の式で算出します。

対象物質の製品や半製品としての搬出量 kg/年 ＝ 製品や半製品の製造量等 kg/年 × 製品や半製品に含まれる対象物質の含有率又は、その他の経験値等 % ÷ 100

※ 対象物質が製品や半製品に含まれない場合はゼロとしてください。

金属くずや廃油、空き缶※など

例①
事業所で発生した使用済みの溶剤等を外部の再生業者に廃棄物以外のものとして引き渡している場合には、製品や半製品として搬出量に算入し、「当該事業所の外への移動」としての移動量の届出は不要

例②
バルブ製造業におけるアンチモン及びその化合物

※廃棄物に該当する場合には「当該事業所の外への移動」として移動量を届出

ク）バルブ製造業における排出係数等

単位：－(排出量/取扱量)

工程	対象物質を含む原材料等		対象物質	排出係数等			
				大気	水域	廃棄物移動量	リサイクル製品の搬出量
1溶解工程	原料	青銅鋳物素材	セレン及びその化合物(金属セレン)	0.0001	0	－	－
			鉛及びその化合物	0.0001	0	－	－
			アンチモン及びその化合物(金属アンチモン)	0.0001	0	0.0001	0.9998
		黄銅鋳物素材	鉛及びその化合物	0.00005	0	－	－
		鉄鋼鋳物素材	マンガン及びその化合物(金属マンガン)	0.0001	0	－	－
			クロム及び三価クロム化合物(金属クロム)	0.0001	0	－	－
			モリブデン及びその化合物(金属モリブデン)	0.0001	0	－	－
			ニッケル	0.0001	0	－	－

PRTR排出量等算出マニュアル 第5.3版　Ⅱ-52-53、Ⅲ-545：　https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/prtr/PRTRmunyuaru_r8.html

⑪特別要件施設に該当しますか。

- 特別要件施設に該当する施設は、**鉱山保安法**、**廃棄物の処理及び清掃に関する法律**、**ダイオキシン類対策特別措置法**の各法令で規定。

対象事業者	特別要件施設	施設の例
金属鉱業又は原油及び天然ガス鉱業を営む事業者	鉱山保安法第 13 条第 1 項に規定する建設物、工作物その他の施設	• 鉱煙発生施設 • 粉じん発生施設又は石綿粉じん発生施設 • 坑廃水処理施設 • 廃棄物焼却炉 • 製錬場　など
下水道業を営む事業者	下水道終末処理施設	下水道終末処理施設
ごみ処分業又は産業廃棄物処分業を営む事業者	廃清法第 8 条第 1 項に規定する一般廃棄物処理施設	• 1日5トン以上のごみ処理施設 • 一般廃棄物最終処分場
	同法第 15 条第 1 項に規定する産業廃棄物処理施設	• 1日10m^3を超える汚泥の脱水施設 • 1日10m^3を超える廃油の油水分離施設 • 1日5トンを超える廃プラスチック類の破砕施設 • 1 日50m^3を超える廃酸又は廃アルカリの中和施設 • 水銀又はその化合物を含む汚泥のばい焼施設 • 産業廃棄物最終処分場　など
いずれかの対象業種を営む事業者	ダイオキシン類対策特別措置法第 2 条第 2 項に規定する特定施設	• ダイオキシン類を大気中に排出する施設 • ダイオキシン類を含む汚水又は廃液を排出する施設

PRTR排出量等算出マニュアル 第5.3版　Ⅱ-35-40、Ⅲ-217-221：　https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/prtr/PRTRmunyuaru_r8.html

⑫特別要件施設の届出物質を確認していますか。

- 届出対象物質は、特別要件施設から排出される**排ガス・排水等に含まれる他法令に基づく測定の対象物質**(水濁法又は廃掃法の排水基準項目のうちPRTR対象物質に該当する物質、ダイオキシン類、大気汚染防止法により測定の義務が課された水銀及びその化合物 等)。

特別要件施設	把握対象	届出対象物質
鉱山保安法に規定する建設物、工作物その他の施設	• 鉱煙発生施設からのばい煙又は鉱煙	カドミウム及びその化合物、鉛及びその化合物
	• 施設からの坑水又は鉱水	水濁法の排水基準項目の30物質のうち、鉱山保安法の基準に適合するために測定している物質
下水道終末処理施設	• 公共下水道又は流域下水道からの放流水	水濁法の排水基準項目のうち、測定対象の30物質
	• 大防法の水銀排出施設からの排ガス	水銀及びその化合物
一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設	• 最終処分場からの放流水 • 水濁法の特定施設からの排水	水濁法又は廃掃法の排水基準項目のうち、30物質
	• 大防法の水銀排出施設からの排ガス	水銀及びその化合物
ダイオキシン類対策特別措置に規定する特定施設	• 特定施設からの排ガス、排出水、下水道への排出水、ばいじん及び焼却灰その他の燃え殻 • 最終処分場からの放流水	ダイオキシン類

PRTR排出量等算出マニュアル 第5.３版　Ⅱ-35-40、84-94：　https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/prtr/PRTRmunyuaru_r8.html